

神戸市まちなか農園開設支援補助金交付等要綱

令和3年4月1日

令和4年4月1日

都市局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、都市農業の振興と都市と農の共生を目的に、神戸市内のまちなか農園開設に関する経費について、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほか、当該補助金の交付及び手続き等に関して必要な事項を定める。

(対象事業)

第2条 本要綱の対象とする補助事業は、生産緑地を活用し都市住民との交流を促進する体験農園や簡易直売所等の開設を支援する事業。

(様式等)

第3条 補助金規則及び本要綱に基づく申請書、その他の様式は別表1のとおりとする。

(用語の定義)

第4条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)生産緑地 市街化区域内の農地等を計画的に保全して良好な都市環境を形成することを目的に、都市計画に定められた生産緑地及び特定生産緑地をいう。
- (2)機械等 体験農園や簡易直売所の開設に要する、草刈機や耕耘機等の農業用機械及びテントやベンチ、テーブル等の簡易設備のことをいう。
- (3)観光農園 農業者の圃場において観光客等が農産物を収穫する等の取組み。
(例：いちご、トマト、ぶどう、なし等の摘み取り体験)
- (4)体験農園 農園主(農地所有農業者)の指導に従って入園者(利用者)が農作業を体験する取組み。
(例：種まきから収穫までの農作業体験)
- (5)簡易直売所 生産緑地にて生産した農産物を定期的に不特定の消費者に直接販売をするために開設した施設や場所。
- (6)交流事業 生産緑地を活用して(3)(4)(5)等を実施すること。

(対象者)

第5条 生産緑地の所有者等で、次の各号のいずれかを自ら行うことを目的に機械等を導入する者を対象とする。

- (1)観光農園の整備に関すること
- (2)体験農園の整備に関すること
- (3)簡易直売所の設置に関すること
- (4)当該生産緑地で生産された農産物を市内飲食店及び販売店へ提供

(事業の要件)

第6条 補助事業の要件は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1)機械等を導入後、適正な管理及び効果的な利用に努めること。
- (2)過去に当該補助金の交付を受けていないこと。

(3)申請者は別の生産緑地で当該事業補助金の交付の対象となっていないこと。

(対象経費)

第7条 補助金の対象となる経費は、対象者が当該年度内に実施する機械等の導入費の合計とし、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。機械等については新品に限るものとする。また、対象者が課税事業者の場合は、消費税及び地方消費税に相当する額は含まないこととする。

(対象外経費)

第8条 次の第1号から第3号に掲げる経費については、補助金の交付対象とならないものとする。

- (1)人件費
- (2)国、県、市及びその他の団体等から補助金等が交付される場合において、当該補助金等により充当される経費
- (3)その他市長が不適と認めたもの

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、予算の範囲内で次に掲げる額のいずれか低い額とする。

- (1)対象経費の1/2
- (2)20万円

(交付申請)

第10条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 生産緑地交流事業計画書(様式第2号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第11条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書(様式第3号)により速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書(様式第4号)をもって申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第12条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第5号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第7号)又は補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第13条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を、原則としてこの事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該事業の交付決定通知日の属する市の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1)補助事業実績報告書(様式第9号)
- (2)対象経費の領収書等の写し

(3)完成前後写真

(4)その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第 14 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金額確定通知書（様式第 10 号）により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付額が補助金等の交付の決定における額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の支払い)

第 15 条 市長は、前条の交付額の確定をした場合には、速やかに補助金を補助事業者へ支払うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 16 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(事業実施報告)

第 17 条 申請者は、第 13 条に定める実績報告のほか、交流事業実施後に事業実施報告書（様式第 12 号）を市長に提出しなければならない。事業実施報告書に関しては、実績報告書提出年度の翌年度末を期限とする。

(状況報告・広報への協力)

第 18 条 対象者は、当該整備を実施した後の活用状況等について、市長が報告を求めた場合、必要な協力を行うこととする。

2 対象者は、ホームページへの掲載等、市の広報において事例として紹介することについて了承し、必要な協力を行うこととする。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、本要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 4 年 4 月 1 日改正)

2 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 様式等

種 類	関係条文	様 式
補助金交付申請書	要綱第 10 条	様式第 1 号 様式第 1 号- 2
生産緑地交流事業計画書	要綱第 10 条	様式第 2 号
補助金交付決定通知書	要綱第 11 条 第 1 項	様式第 3 号
補助金不交付決定通知書	要綱第 11 条 第 2 項	様式第 4 号
補助金交付決定内容変更承認申請書	要綱第 12 条 第 1 項	様式第 5 号
補助事業中止(廃止)承認申請書	要綱第 12 条 第 1 項	様式第 6 号
補助金交付決定変更通知書	要綱第 12 条 第 2 項	様式第 7 号
補助事業中止(廃止)承認通知書	要綱第 12 条 第 2 項	様式第 8 号
補助事業実績報告書	要綱第 13 条	様式第 9 号
補助金額確定通知書	要綱第 14 条 第 1 項	様式第 10 号
補助金交付決定取消通知書	要綱第 16 条 第 1 項	様式第 11 号
事業実施報告書	要綱第 17 条	様式第 12 号

その他

振込先口座変更届	参考様式
----------	------